

**一般財団 脳神経疾患研究所**  
**南東北訪問看護ステーションたんぼぼ運営規程**

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第 1条 一般財団脳神経疾患研究所の開設する、南東北訪問看護ステーションたんぼぼ（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、介護保険法・医療保険法、その他関係法令等に基づき、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、主治の医師が必要と認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第 2条 1. 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。  
2. 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする  
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。  
1. 名 称 南東北訪問看護ステーション たんぼぼ  
2. 所在地 福島県須賀川市大袋町206-2

## 第 2 章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  
(1) 管理者 1人(保健師または看護師による常勤兼務)  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供にあたる。  
(2) 看護職員 2.5人以上（常勤もしくは非常勤）  
(3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士の必要数  
看護職員等(准看護師を除く)は、訪問看護計画書(リハビリ計画書含む)及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び看護予防訪問看護報告書を含む。)を作成し、看護師とリハビリの連携を図り事業の提供にあたる。

## 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第 5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。  
1. 営業日 月曜日から土曜日。但し、国民の休日及び年末年始(12月31日から1月3日)は除く。  
2. 営業時間 午前8時半から午後5時までとする。  
3. 電話等により、24時間常時連絡対応が可能な体制とする。

## 第 4 章 事業内容及び利用料その他の費用の額と事業実施地域

(事業内容)

第 6条 事業の内容は次のとおりとする  
① 病状・障がいの観察  
② 清拭・洗髪等による清潔保持

- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル管理等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

#### 第 7 条

1. 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬及び診療報酬告示上の額に利用者の負担割合を乗じた額とする。(別紙参照)
2. 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を片道1キロメートルにつき50円を徴収する。
3. その他、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
4. 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名をうけることとする。

(通常の実施地域)

#### 第 8 条

通常の実施地域は、須賀川市、鏡石町、玉川村、天栄村（湯本地区を除く）の区域とする

## 第 5 章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

## 第 6 章 その他運営に関する重要事項

(秘密保持)

第10条 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。従業者であった者に業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者で亡くなった後においてもこれらの秘密を保持するべく、必要な措置を講ずる。

(掲 示)

第11条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所に備え付け、いつでも関係者が自由に閲覧できるものとする。

(苦情処理)

#### 第12条

1. 提供した指定訪問看護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置を行う。
2. 自ら提供した指定訪問看護に関して、介護保険法第23条の規定により、市町村からの文書提出・提示の求め、または市町村からの質問・照会に応じ、苦情に関する調査に協力する。市町村から指導や助言を受けた場合はそれに従い、必要な改善を行う。
3. 指定訪問看護等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康件団体連合会が介護保険法176条第1項第2号に基づき行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定訪問看護に関して、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従い必要な改善を行う。

(虐待防止の為の措置)

第13条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。
2. 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
3. 虐待防止の為の指針を整備する。
4. 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を定期的実施する。
5. 虐待防止に関する責任者を管理者とする。
6. 利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の恐れがあった場合には、直ちに防止策を講じ市町村へ報告をする。

(ハラスメント防止のための措置)

第14条

事業所は、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第16条

1. 事業所は感染症の予防及びまん延防止の為、次の措置を講じるものとする。
2. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
3. 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
4. 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束廃止適正化推進のための措置)

第17条

指定訪問看護サービスの提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束やその他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(事故発生時の対応)

第18条

1. 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、居宅介護支援事業所、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
2. 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(勤務体制の確保)

第19条

利用者に対して、適切な指定訪問看護を提供できるよう、指定訪問看護事業所の従業者の勤務体制を定める。

従業者の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2 継続研修 年2回以上

(記録の整備)

第20条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。  
利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第21条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、財団法人脳神経疾患研究所と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、令和 6年 6月 1 日より施行する